

第26回 神奈川県移動性(モビリティ)向上委員会

---

# 道路交通アセスメント 施設立地後のモニタリング結果

---

- 道路交通アセスメント制度の概要
- 施設立地後のモニタリング対象施設の概要
- 施設立地後のモニタリング結果

令和4年8月25日

### 7-1 道路交通アセスメント制度の概要

- 重要物流道路における交通アセスメントの確実な実施及び渋滞対策協議の合理化・効率化を図るべく、道路管理者としての対応方針を示すガイドラインが策定され、令和2年1月より本格運用が開始されている。
- 道路交通アセスメントの対象となった施設については、**施設立地後にモニタリングを実施し、必要に応じて追加対策を検討することとされている。**

#### ガイドラインの概要

##### [対象施設]

重要物流道路(直轄)の沿道に立地予定の施設で、(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。

- ア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
  - ア 小売業を行うための店舗(店舗面積1,000㎡を超える)
  - イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上(集合住宅を除く。)
- 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議(法定協議)が必要
- 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在
- 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

##### [交通影響予測]

対象施設の法定協議において、施設規模を踏まえて交通影響予測を実施し、結果を提出。

##### [渋滞対策]

交通影響予測の結果、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の悪化が認められる場合や、新たな渋滞箇所の発生が認められた場合は、所要の渋滞対策を実施。

##### [乗入れ工事の承認申請時]

対象施設に係る乗入れ工事の承認申請時に、法定協議が実施されていること(同意していること)を確認。万一、法定協議を実施していない場合には、協議を実施し、申請者と道路管理が合意したのちに承認。

##### [乗入れ工事の承認時]

承認を行う際、対象施設立地後に渋滞等が生じた場合には、更なる渋滞対策が必要な旨を文書で付記。

##### [施設立地後のモニタリングと対応]

道路交通アセスメントの対象となった施設については、道路管理者として渋滞対策協議会等においてモニタリングを実施する。立地後、交通状況の悪化が生じていないか確認し、悪化している場合には、協議の上、所要の渋滞対策を実施する。

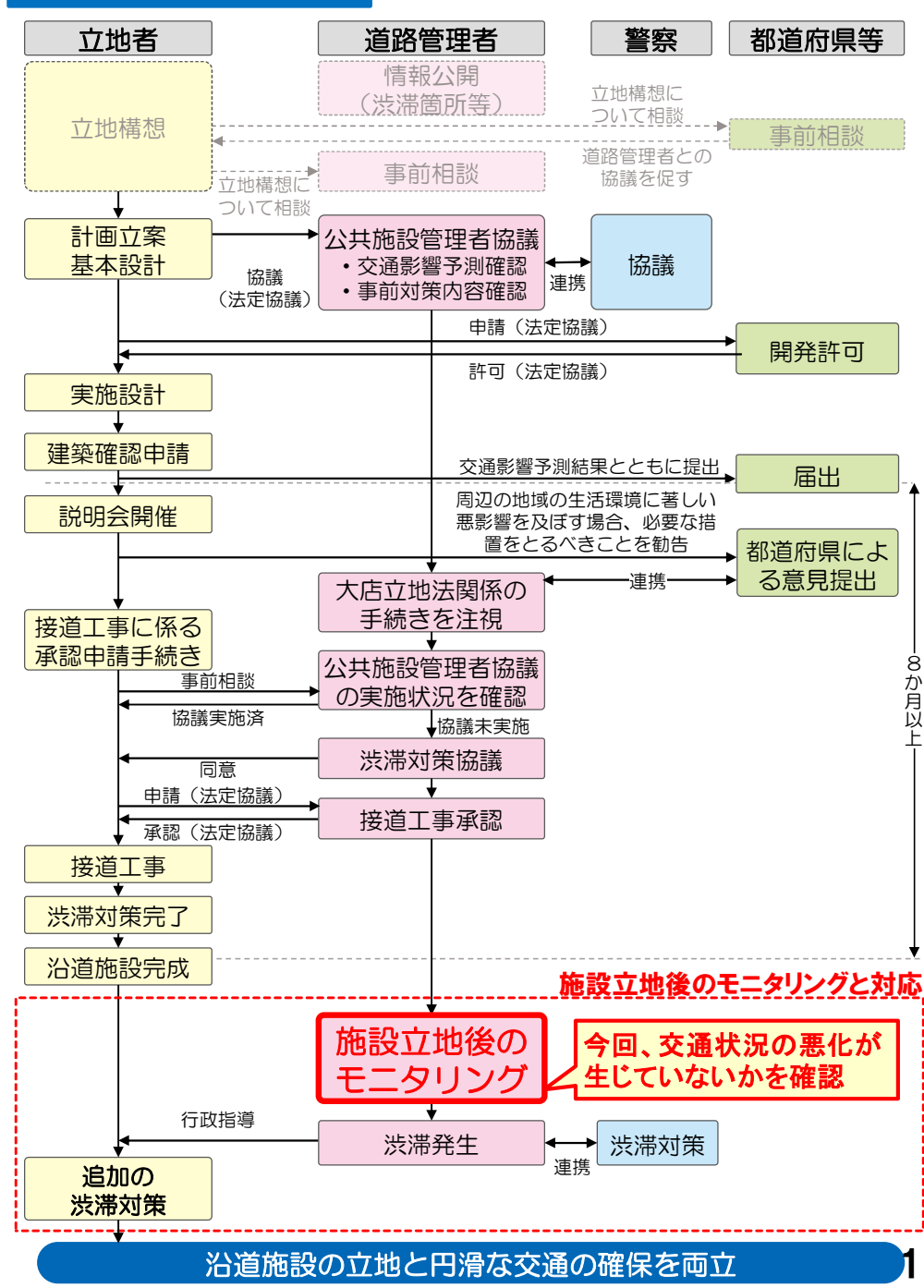
##### [関係機関との連携]

計画立案の初期段階から適切に協議が行われるよう、自治体担当部局など関係機関との連携を強化。

##### [渋滞箇所等の情報公開]

立地者が施設立地箇所の検討段階から渋滞箇所等の情報を参照できるよう情報公開に努める。

#### 交通アセスメントの流れ



# 7 道路交通アセスメント 施設立地後のモニタリング結果

## 7-2 施設立地後のモニタリング対象施設の概要

- 神奈川県座間市には道路交通アセスメントの対象施設であるコーナンPRO246座間店が国道246号に隣接して立地。(開店日:R2年11月4日(水))
- 対象施設の半径2km範囲の重要物流道路上には3箇所の主要渋滞箇所が存在。



資料:平成27年度一般交通量調査結果可視化ツール



店舗面積		1,485m <sup>2</sup>
駐車場	収容台数	50台
	入口の数	1箇所
	出口の数	1箇所

資料:大規模小売店舗一覧 令和2年度末時点(神奈川県産業労働局)



# 7 道路交通アセスメント 施設立地後のモニタリング結果

## 7-3 施設立地後のモニタリング結果

- 対象施設周辺の主要渋滞箇所について、当該施設の立地により、交通流の著しい悪化が発生していないかを確認した。
- 施設立地後のモニタリング指標(R3.1~12)は、立地前のモニタリング指標(H31.1~R1.12)と比較して大きく変化しておらず、交通流の著しい悪化は発生していないことが確認された。

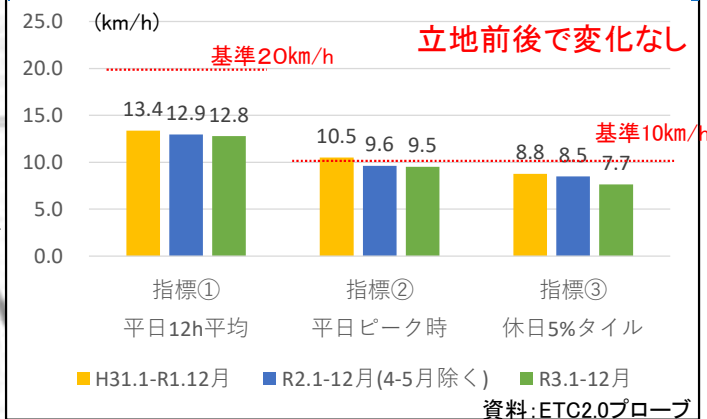
- 重要物流道路
- 主要渋滞箇所

**対象施設**  
**(コーナンPRO246座間店)**

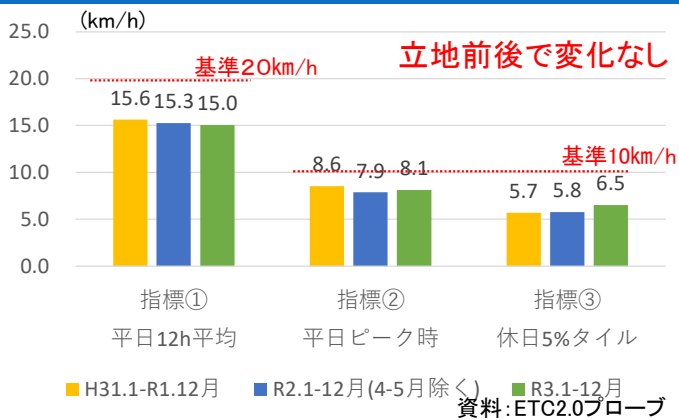
開店日：R2年11月4日（水）  
営業時間：  
・月～土 6:30～20:00  
・日 9:00～20:00

半径2km範囲

モニタリング指標の推移(東原五丁目交差点)



モニタリング指標の推移(西原交差点)



モニタリング指標の推移(東原四丁目交差点)

